

ふじみ野市立公民館条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(職員)</p> <p>第4条 公民館に館長、主事その他必要な職員を置く。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 <u>利用者は、第5条の許可と同時に別表第2に定める使用料を納付しなければならない。ただし、市に自治組織の設置の届出をした町会、自治会又は町内会が大井中央公民館分館又は上福岡西公民館分室を利用する場合の使用料は、無料とする。</u></p> <p>(使用料の免除)</p> <p>第10条 <u>市長は、公用に供し、又は災害その他市長が特別に認めたときは、前条に規定する使用料を免除することができる。</u></p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>法第10条に規定する市内の社会教育関係団体の代表者</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>別表第2(第9条関係)</u></p> <p>1 <u>大井中央公民館、上福岡公民館及び上福岡西公民館</u></p> <p style="text-align: right;"><u>単位(円)</u></p>	<p>(職員)</p> <p>第4条 公民館に館長、<u>分館長</u>、主事その他必要な職員を置く。</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 <u>公民館の利用許可を受けたものは、許可と同時に別表第2に定める使用料を納付しなければならない。</u></p> <p>(使用料の減額及び免除)</p> <p>第10条 <u>教育委員会は、利用者が公共用又は公益を目的とする事業の用に供するため利用する場合においては、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。</u></p> <p>(公民館運営審議会)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する市内の社会教育関係団体の代表者</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p><u>別表第2(第9条関係)</u></p> <p style="text-align: right;"><u>単位(円)</u></p>

公民館名	室名	曜日	区分			
			午前	午後	夜間	全日
			午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時まで	午前9時から 午後10時まで
大	視聴覚室		800	1,000	1,250	
井	調理実習室		400	500	600	
中	美術室		350	450	550	
央	大会議室		550	700	850	
公	第1研修室		400	500	600	
民	第2研修室		200	250	300	
館	第3研修室(和室)		350	450	550	
	第2会議室		300	350	450	
	展示室		350	450	550	
	手工芸室		350	450	550	
	児童室		450	550	700	
	楽屋(和室)	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
		土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
	楽屋(洋室)	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
		土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
	リハーサル室	平日	1,500	1,900	2,400	5,200
		土日祝	1,900	2,400	3,100	6,600
	ホール	平日	10,500	13,600	17,600	37,500
		土日祝	13,600	17,600	22,800	48,600
上	ホール①		300	400	500	
福	ホール②		300	400	500	

公民館名	室名	曜日	区分			
			午前	午後	夜間	全日
			(午前9時 から正午 まで)	(午後1時 から午後5 時まで)	(午後6時 から午後1 0時まで)	(午前9時 から午後1 0時まで)
大	視聴覚室		2,400	3,100	4,000	8,500
井	調理実習室		1,000	1,300	1,600	3,500
中	美術室		700	900	1,100	2,400
央	大会議室		1,700	2,200	2,800	6,000
公	第1研修室		1,000	1,300	1,600	3,500
民	第2研修室		700	900	1,100	2,400
館	第3研修室(和室)		1,000	1,300	1,600	3,500
	第2会議室		700	900	1,100	2,400
	展示室		1,000	1,300	1,600	3,500
	手工芸室		700	900	1,100	2,400
	児童室		1,000	1,300	1,600	3,500
	楽屋(和室)	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
		土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
	楽屋(洋室)	平日	1,200	1,500	1,900	4,100
		土日祝	1,500	1,900	2,400	5,200
	リハーサル室	平日	1,500	1,900	2,400	5,200
		土日祝	1,900	2,400	3,100	6,600
	ホール	平日	10,500	13,600	17,600	37,500
		土日祝	13,600	17,600	22,800	48,600
上	ホール①		300	400	500	
福	ホール②		300	400	500	

ホール	平日	9,000	13,600	17,600	36,100
	土日祝	12,000	17,600	22,800	47,100
上ホール①		300	400	500	
福ホール②		300	400	500	
岡和室①		150	250	300	
公和室②		150	250	300	
民和室③		150	250	300	
館実習室		400	500	600	
	音楽室	300	400	500	
	学習室	300	400	500	
上ギャラリー		200	300	400	
福保育室		200	300	400	
岡美術工芸室		500	600	700	
西調理室		500	700	800	
公暗室		100	100	100	
民第1学習室		200	300	400	
館第2学習室		200	300	400	
	集会室	500	700	800	
	第1和室	300	400	500	
	第2和室	400	600	800	
	ホール	700	900	1,100	
	視聴覚室	400	500	600	
	ステージ(楽屋を含む。)	600	700	800	
	団体連絡室	200	300	400	

岡和室①		150	250	300	
公和室②		150	250	300	
民和室③		150	250	300	
館実習室		400	500	600	
	音楽室	300	400	500	
	学習室	300	400	500	
上ギャラリー		200	300	400	
福保育室		200	300	400	
岡美術工芸室		500	600	700	
西調理室		500	700	800	
公暗室		100	100	100	
民第1学習室		200	300	400	
館第2学習室		200	300	400	
	集会室	500	700	800	
	第1和室	300	400	500	
	第2和室	400	600	800	
	ホール	700	900	1,100	
	視聴覚室	400	500	600	
	ステージ(楽屋含)	600	700	800	
分洋室		150	150	150	
室第1和室		150	150	150	
	第2和室	150	150	150	

2 大井中央公民館分館及び上福岡西公民館分室

単位 (円)

公 民 館 名	室名	区分		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正 午まで	午後1時から午 後5時まで	午後6時から午 後10時まで
大 井 中 央 苗 間 公 民 館 分 館	大旭分館集会室	200	200	200
	井大井分館和室(竹)	100	100	100
	中大井分館和室(松)	300	300	300
	中央苗間分館集会室(梅)	100	100	100
	中央苗間分館集会室(竹)	200	200	200
	中央苗間分館集会室(松)	200	200	200
	中央苗間分館洋室	400	400	400
	中央苗間分館全館	800	800	800
	中央苗間分館集会室(A)	100	100	100
	中央苗間分館集会室(B)	100	100	100
	中央苗間分館集会室(A)	200	200	200
	中央苗間分館集会室(B)	200	200	200
	中央苗間分館会議室	200	200	200
	中央苗間分館集会室(A)	100	100	100
	中央苗間分館集会室(B)	100	100	100
	中央苗間分館洋室	200	200	200
	中央苗間分館全館	500	500	500
	中央苗間分館集会室 (A)	100	100	100
	中央苗間分館集会室	100	100	100

(B)			
亀久保西分館洋室	200	200	200
亀久保西分館全館	400	400	400
江川分館和室(A)	100	100	100
江川分館和室(B)	100	100	100
江川分館ホール	200	200	200
江川分館全館	400	400	400
三保野分館	500	500	500
学園分館	300	300	300
武蔵野分館	400	400	400
亀居分館おなが	200	200	200
亀居分館ききょう	200	200	200
亀居分館1階両室	300	300	300
亀居分館2階洋室	600	600	600
原分館集会室(A)	100	100	100
原分館集会室(B)	200	200	200
原分館集会室(C)	200	200	200
原分館全館	400	400	400
緑ヶ丘分館	500	500	500
八丁分館和室(A)	100	100	100
八丁分館和室(B)	100	100	100
八丁分館洋室	200	200	200
八丁分館全館	300	300	300
赤土原分館	300	300	300
亀久保南分館	300	300	300
ふじみ野分館	400	400	400

上 福 西 公 民 館 分 室	洋室	150	150	150
	第1和室	150	150	150
	第2和室	150	150	150

備考

- 1 障害者手帳の交付を受けている者及びその介助者(1人に限る。)
又はこれらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの
者の合計人数が利用者の総数の半数を超える団体が利用する場合
の使用料は、この表の金額に0.5を乗じて得た額とし、その額に10
円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。
- 2 ふじみ野市に住所を有し、通勤し、若しくは通学している者又は
これらの者が構成員の一員となっている団体のうちこれらの者の
合計人数が利用者の総数の半数を超える団体以外のものが利用す
る場合の使用料は、この表の金額に2を乗じて得た額とする。
- 3 大井中央公民館ホールの利用者が1人当たり1,000円以上の入場
料(入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず入場の
対価として徴収するものをいう。)を徴収する場合の使用料は、こ
の表の金額に1.5を乗じて得た額とする。
- 4 大井中央公民館ホールの利用者が利用に供する目的の準備又は
練習のためホールを利用する場合の使用料は、この表の金額に0.5
を乗じて得た額とする。
- 5 大井中央公民館ホールの利用者が時間延長をした場合の1時間当
たりの使用料は、当該区分の使用料(当該区分の使用料の額に加算

附記

- 1 大井中央公民館ホールの利用者が、入場料その他これに類する料金を
徴収する場合の使用料は、規定使用料(楽屋及び附属設備等に係る使用
料を除く。)に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。
ア 入場料が1000円未満のとき 100分の50
イ 入場料が1000円以上のとき 100分の100
- 2 大井中央公民館ホールの利用者が、市外居住者の利用又は市民以外
の者を主たる対象として利用する場合は、規定使用料の100分の100
を加算した額とする。
- 3 大井中央公民館ホールの利用者が、準備又は練習のためホールを利用
する場合は、規定使用料の100分の50に相当する額とする。
- 4 大井中央公民館ホールの利用者が、超過時間の使用料は、1時間につ
き規定使用料の100分の30に相当する額とする。30分以上は、1時間と
して計算する。

した加算額を含む。)の1時間当たりの金額に1.3を乗じて得た額とする。ただし、当該延長は、1時間を限度とし、1時間未満は、これを1時間とする。

- 6 利用者が連続して複数の時間区分において施設を利用する場合は、各時間区分の間の時間も当該施設を利用することができるものとし、当該時間については、使用料を徴収しない。